

平成23年2月25日提出

報 告

- (1) 地域公共交通会議のこれまでの経過
- (2) 石狩市地域公共交通会議設置要綱の一部改正  
について

## 4. 報 告

### (1) 地域公共交通会議のこれまでの経過

#### 《平成 18 年度第 1 回地域公共交通会議》平成 18 年 11 月 10 日

最初の石狩市地域公共交通会議であり、4 条運行路線の廃止と、あらたに「市町村運営有償運送」を開始すること等についてご協議を頂いた。

- (ア) 石狩市が空知中央バス(株)に運行を要請し、道路運送法第 4 条（一般旅客自動車運送事業）に基づき運行されていた「浜益・滝川線」及び「浜益区内線」を、収支状況の悪化が著しいことから、運行を廃止しようとする事。
- (イ) 「浜益・滝川線」の代替として、乗合自動車による「市町村運営有償運送」を開始すること。
- (ウ) 「浜益区内線」の代替として、浜益区内で一般の利用に供するため、スクールバスを有償で運行すること。又、厚田区から浜益高校へ通学する高校生に、スクールバスを有償で運行すること。
- (エ) 厚田区発足地区から厚田地区へ、市所有のバスにて「市町村運営有償運送」を行っていた路線を、スクールバスを導入し、一般の利用についてはスクールバスを有償で運行することに変更すること。

#### 《平成 19 年度第 1 回地域公共交通会議》平成 19 年 9 月 27 日

小中学校が冬時間に変更されることに伴い、「浜益スクールバス」の運行時間や運行路線を変更する必要が生じたことについて、書面による協議を行った。

#### 《平成 19 年度第 2 回地域公共交通会議》平成 20 年 3 月 26 日

厚田スクールバスの路線廃止（浜益高校へ通学する生徒がいなくなったため）、発足スクールバスの路線追加及び運行時間の変更、浜益スクールバスの予約地区の変更及び運行時間の変更について、書面による協議を行った。

#### 《平成 20 年度第 1 回地域公共交通会議》平成 20 年 9 月 1 日

発足スクールバス、浜益スクールバス、浜益乗合自動車、それぞれについて自家用有償旅客運送の更新登録に関する協議を行った。

### (2) 石狩市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

#### 1. 改正理由

平成 22 年 4 月の機構改革により、「石狩市市有自動車運送事業」、「石狩市スクールバスの有償利用」及び「石狩市地域公共交通会議」の所管が、企画経済部から市民生活部に変更となったことに伴い、要綱の一部を改正した。

#### 2. 改正内容

石狩市地域公共交通会議設置要綱（平成 18 年要綱第 59 号）を次のとおり一部改正した。

- (1) 第 3 条第 2 項第 1 号及び第 4 条第 2 項の規定にある「石狩市企画経済部長」を「石狩市市民生活部長」に改正した。
- (2) 第 7 条の規定にある「企画調整課」を「市民生活課」に改正した。

石狩市地域公共交通会議設置要綱

平成18年10月17日要綱第59号

石狩市地域公共交通会議設置要綱

(設置及び目的)

第1条 石狩市内における需要に応じた住民の生活交通の確保及び旅客の利便増進等を図るため「石狩市地域公共交通会議」(以下「交通会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次の事項について協議・調整を行う。

- (1) 乗合輸送の需要に応じた住民の生活交通のあり方に関する事。
- (2) 旅客の利便増進に関する事。
- (3) その他必要事項に関する事。

(組織)

第3条 交通会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 石狩市市民生活部長
- (2) 札幌運輸支局首席運輸企画専門官(輸送・監査担当)
- (3) 北海道石狩振興局地域政策部地域政策課長
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の代表
- (5) 地域住民の代表
- (6) 公募に応じた利用者
- (7) 札幌地区バス協会の代表
- (8) 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会の代表

3 交通会議が必要と認めた場合、前項に定める者以外の出席を求めることができる。

(委員等)

第4条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、石狩市市民生活部長をもって充てる。
- 3 副会長は、札幌運輸支局首席運輸企画専門官(輸送・監査担当)をもって充てる。
- 4 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員（第3条第2項第1号及び第2号に掲げる者を除く。）の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 交通会議は会長が招集する。

2 交通会議は、原則として年1回開催するものとする。ただし、会長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 交通会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 交通会議は、原則としてこれを公開する。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

（庶務）

第7条 交通会議の庶務は、市民生活課が処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月17日から施行する。

附 則（平成19年9月28日要綱第134号）

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成22年7月30日要綱第84号）

この要綱は、平成22年7月30日から施行する。

附 則（平成22年10月18日要綱第85号）

この要綱は、平成22年10月18日から施行する。